

# N・チエムバレンの宥和政策とベルサイユ平和

北島平一郎

## 目次

- 一、N・チエムバレン宥和政策の褒貶  
名譽の平和か非教育的失敗か  
N・チエムバレンと平和
- 二、英國と一九一九年の戦後解決  
平和と民主主義  
英國と国際連盟  
連盟規約一九条
- 三、大英帝国とナショナル・インタレスト  
第一次大戦と英國版圖拡大
- 四、ベルサイユのドイツ処理問題と英國  
英仏両国の対独態度の相違  
戦後バランス・オブ・パワー  
英仏両国の対ソ連政策

## 五、ベルサイユ平和からミュンヘン宥和へ

ライシングランド構想

米英両国の対フランス安全保障

ズデーテンのドイツ民族  
ザール、ダンツヒ、賠償

英國と平和の一貫性

## 一、N・チャーチル宥和政策の褒貶

## 名譽の平和か非教育的失敗か

N・チャーチル(Neville Chamberlain)が英國首相に就任したのは、一九三七年五月二八日であった。以来彼は強力に所謂対独宥和政策を推進し、その頂点が一九三八年九月三〇日のミュンヘン会談となる。

當時、ミュンヘンの対独宥和政策は、英國において、最も渴望された戦争回避策と考えられ、大方の賛同を受けた。<sup>(1)</sup> ヒ特斯ガーデン(一九三八年九月一五日)<sup>(2)</sup>、ゴーデスベルグ(九月二二日)と会談を重ねて、成果があがらず、ヒットラーと接触をつづけながら、その経過報告を九月二八日午後英國議会で行っていた時、そこで引起された情景は、英國民の戦争忌避態度を最も鮮明にあらわしたものとして、つとに有名である。即ち、N・チャーチルが一時間二〇分にわたる大報告を行い、それが結末に近づいたと思われる時、ハリファックス外相(Earl of Halifax)が、一片のノートをサイモン蔵相(Sir John Simon)に手交し、後者はこれを演壇の首相に、若干の困難の後手渡した。

N・チュムバレンはそれを読み、喜色をもつて声明した「……しかし、これがすべてではない。 (...but that is not all!) 私はなお議会につげる若干の事項をもつた。それは今、私はヒットラー氏から、明朝ミュンヘンで会見しようといふ申出を受けたのである。ムッソリーニ (B. Mussolini) はこれを諒承している。そして疑いもなくダラジエ (Edouard Daladier 仏首相) もそうするだろう。私の答えがどうであるかは、言うまでもない。」かくして直ちに議場は大喝声の渦となつた。与党は議席に立ち上がり、拍手喝采し、手にせる紙片を空中に投げ上げた。それは前例をみない、議会らしからぬ群集ヒステリーと安堵の一大光景であった。<sup>(4)</sup>

かくこの情景が物語るように、当時N・チュムバレンの宥和政策は、英國においてかけがえのない政策と考えられていた。しかしミュンヘンの後、それが効果を発揮せず、第二次世界大戦の勃発となつてしまつてからは、ミュンヘン宥和は明らかに失敗とされ、N・チュムバレン外交は一般的に、非教育的、愚行、非現実的、判断の欠如等の言葉の代名詞とさえなつてしまつてゐる。<sup>(5)</sup> しかし宥和政策一般を問題にする限り、ナポレオン戦争後、敗北したナポレオンとフランスの連合軍による寛大な待遇は、直ちにナポレオンと彼のフランスの復活となり、歐州再戦が結果していよいよ、宥和をもつて、侵略を阻止し、また戦争を回避するのは、至難の業となつてゐる。ヒットラーへの宥和さえ、ヒットラー自身は、戦争気構え濃厚で、対チュツコスロバキア「緑作戦」(Fall "Grün") の発動にはやつており、N・チュムバレンの介入を迷惑とさえ考えていた節が強い。<sup>(6)</sup>

じうしたN・チュムバレンの宥和政策であつたが、これが強力に推進されたのには、フランスの厭戦氣風、バルカン諸國家、小協商等の避戦氣分の他に、英國には英國の、この政策を抜きさしならぬものとした背景があつたに違ひない。それを考察してみようというのが、この小稿の目的となる。勿論、宥和は、英國の弱さの底辺であつたとか、

説

英國の軍備不足がその動機であつたとかいう議論が、いろいろなされる。しかしこれでは、もとと全般的にみて、この宥和を生み出した英國の政策を、ベルサイユ条約にまで遡って、それへの英國の態度、英国外交の伝統、當時英國首相、その他指導者の政策等についても、考えてゆきたいというのが、この小論の内容となる。

### N・ショムバレンと和平

N・ショムバレンがミュンヘン宥和を断行したのは、一にかかって戦争回避のためであつた。これが大命題である。彼がベルヒテスガーデンでヒットラーに、ズデーテン地方のドイツへの割譲を約束し、これをフランス、チエコスロバキアに承認させて、コーデスブルグの会談にのぞんだ時、ヒットラーにそれはもはや、無益である、即ち手続は早急になされねばならず、彼は同地方の独軍による緊急占領を提案すると言われて、驚愕する<sup>(8)</sup>。しかしこのため、結果した英仏両国における開戦気分を彼が、結局は押えて、ミュンヘン宥和を成功させるのは、戦争を起させないことの大目的であったからである。

コーデスブルグ会談が九月二二日であり、この時N・ショムバレンは、ヒットラーの再提案を背信として、攻撃し、三時間に及ぶ大激論を行い、その後、結局ヒットラーは、ズデーテン地方軍事占領の最終期限を、一〇月一日と定める。この間、このコーデスブルグ提案をめぐって、フランスも仏・チエコスロバキア協定、仏ソ協定、英國との相互援助諒解等を頼つて、対独戦争に起上がるべしとし、部分動員に踏切り、英國では、空襲警備員 (Air Raid Precautions Personnel) の召集、家庭防空壕の造成、学童疎開の開始等が行われ、はては、海軍動員、補助空軍 (Auxiliary Air Force) 動員までも決定される事態となるのであった。<sup>(9)</sup>しかし、N・ショムバレンは、結局これらを発動させず、事態をすべて宥和の中に入りこんってしまう。そしてN・ショムバレンは、一〇月一日、ドイツとの間に、英

独共同宣言を発して、英独不戦の誓いを確認するのであつた。

「我々は、英独関係の問題が、両国と歐州にとり、第一に重要性をもつものたることを認めた。

我々は、昨夜調印せられた協定(ミュンヘン協定)と英独海軍協定をもつて、我々両国民の相互に再び戦わざるべしとする願望の象徴なりと認める。

我々は、協議の方法こそ、我ら二国に關係ある他の一切の問題を処理するため、採用さるべきものであることを決定した。更に我々は、起り得べき不和の原因を除去する努力をつづけ、もつて歐州平和の確保に寄与せんことを決定した。<sup>(10)</sup>

このことは、一九三八年の時点において、N・チャムバレンが、あくまでも平和に執着し、英國はなお客観的正義の総攬者たる地位を保持し、例えは、ズデーテン地方ドイツ人居住地区をドイツに譲渡するのは、ベルサイユ条約の非違を是正する意味をもつことを重点として、チエッコスロバキアを主権国として取扱わなかつた意味を捨象し、これをもつて歐州平和、世界平和を確保する正しい道であると確信しての行動であつたと、考えねばならない。ここにこそ、N・チャムバレン宥和政策の面目躍如たるものがあるるのである。そしてこうしたN・チャムバレンの英國の國際政局に対する立場は、この時、突發的に起つてきたものでなかつたことは、言うまでもない。こうした立場は、英国外交の伝統的なものであつたけれど、なお一九一九年の平和解決にもこれがあらわれており、またその後一九三八年にいたる國際政局への道程にも、民主主義、民族國家主義、國際協調、國際連盟の擁護者として英國は、國際正義を高調する外交を展開するところあつたのである。かくして、一九三八年宥和の現出する外交的骨組みは、すでに短絡的に一九一九年の平和確立の中に、見出されると言わねばならないのである。

(1) British Appeasement in the 1930s, William R. Rock, E. Arnold Ltd., London, p. 54. 寂和の觀念ば、一九三〇年代の英國与論の幅広い層に普及してゐた。Z・チャーチルによれば、特にチャーチルは、特にイギリスのイタリアに向つて積極的寂和を形成し、実行するべく努力した時、承認と好意が、彼の発想 (initiatives) に賛成され、その含蓄に敏感 (alert) であった英國人の圧倒的大多数の反響を特徴づけていた。この意味で、ほんとうの英國人は、一九三八年の出来事が政策評価に鋭い相違を現出せらるおどり、何らかの種類の寂和派であった。

(2) Documents on German Foreign Policy, 1918-1945, from the Archives of the German Foreign Ministry, His Majesty's Stationery Office, London, 云々 D.G.F.P. として用。

D.G.F.P., 1918-1945, Series D, Vol. II, Germany and Czechoslovakia, 1937-1938, 1950, No. 487, Memorandum on the Conversation between the Führer & Mr. N. Chamberlain, Sept. 15, 1938, p. 789. 1) の会談ドキュメントは、次のよへば、  
証言した記録である。彼は、イヒ人民に明確な約束を與へた。それが第1に為る手段、または他の手段を用いて、イヒ  
サイヒ条約によつて彼に引起された (caused) 苦痛を除去する。彼がこれを達成するためには、採用する手段として、  
彼は、ドイツ人民から一般的無制限 (plenary) 的権力を与えられた。これは、議会によつて通過せられた全権法 (an en-  
abling act) の形をとつてゐる。

(3) Documentary Background of World War II, 1931-1941, ed. by J. W. Gantzenbein, Octagon Books, New York, 1975,  
Address of N. Chamberlain in the House of Commons, Sept. 28, 1938, p. 381. D.G.F.P., op. cit., Series D, Vol. II, No.  
663, Statement by the German Foreign Ministry, Sept. 28, 1938, p. 995. 大英帝国政府とドイツ政府は、本日、チハ  
ハコベロベキト危機の解決のための新しい提案をなした。この関係において、チャーチル氏は、再び個人的会談のために、  
總統と会見することを申し入れた。同時に、マッソニーも緊急解決のために援助を申し出た。データー、ドイツ地域に  
おける、脅威に対するドイツの反動の見地から、チハコ危機は、一瞬の遲滞も許されない。反対にそれは緊急解決を絶対、  
必要としている。この情勢と今日までの提案が、正義に関して、状況に応じていないことにかんがみ、またドイツ帝国にズ  
アーティ、ドイツ地域の平和的割譲をもたらす最後の努力をなす要請に促されて、總統は、伊仏英三国政府首相に、個人的  
会談の招請を発したのである。チハコ政府によつて約束された、ズデーテン地域の緊急移譲を、効果的ならしめる手段が  
合意されることが望まれる。

(4) Britain between the Wars, 1918-1940, Charles Lock Mowat, 1968, pp. 616-617. しかしこの歴史的大光景も実の上  
べ、その大綱は、ローマの英國大使から首相に議会開会の1時間前に電話で知らされたところである。British

Journal of International Studies, Vol. 6, No. 3, Oct. 1980, Decision-making & the Munich Crisis, Naomi Black, p. 298.

(10) W. R. Rock, op. cit., p. vii.

(11) Histoire Diplomatique de L'Europe, A. Debidoir, Tome Premier, Paris, 1891, p. 10. ナポン大ノ一当だ、一八一四年三月、パリで破れた時はフォンテヌイヨー条約 La convention de Fontainebleau (日本一一日) で寛大な取扱いを受けた。

彼は一代を限って、エルバ島 (Île d'Elbe) の主権者にせられ、罰金費二百万フランを受けた。また家族は、所有地の地代として、二五〇万フランを与えられた。更にベルト・アーネギー・ベーグラの公爵が、皇后マリー・ルイーズ (Marie Louise) に割り当てられ、これは彼女の息子に遺譲できるものとされた。

(7) ヒッムラーには、一九三七年六月以来チハロバロバキア征服のための作戦計画があった。この戦争では、ポーランド、リストニア、オーストリア、イタリア、ヨーロッパヨーロッパには中立を期待するが、フランスとソ連を敵とする覚悟であった。しかし、英國の中立確保は、絶対の条件とされた。これが緑作戦であり、この作戦は、一九三八年五月三〇日、一〇月一日までの準備完了が命令されてる。そして同年九月三〇日、ノンヘン協定後も、この計画は廢棄されぬものか、計画遂行のための諸質問がヒッムラーから軍統帥部になされてしまう。日本 Survey of International Affairs も「...」へくノ協定調印後二週間以内に、ヒッコロスロバキアの残部に対する武力征服の準備が「...」へくノヒッムラーの統帥部に対する質問は、「彼が狙っていた獲物の大部を手に入れた」と「ノンヘン協定を、決しておくる意志がなかつたこと」及び計画の「かかる部分を構成しな」と「公言して」た、「そのチハロバキア領土の併合を、心に抱いていた」と思つてゐる。Survey of International Affairs for 1938, Vol. III, Royal Institute of International Affairs, London, pp. 41 & 42-43.

(8) D. G. F. P., op. cit., Vol. II, No. 562, pp. 870-879. C. L. Mowat, op. cit., pp. 611-612, The Rise & Fall of the Third Reich, William L. Shirer, Simon & Schuster, New York, 1960, pp. 391-393. ヒッムラーは、この時期には、「非常に悲惨だが、日本の出来事の後では、日本の計画などや無用なんだ」そして彼はゾルツヘン地域がヘッセン州にて直ちに上級領事館にならざるなりと要求した。

(9) C. L. Mowat, op. cit., p. 615. 九月二七日、火曜夜、大英帝国のほとんどがマントの人々は、国家は次の丘、ヨーロッパへ向かうとしていた。戦争に入ることをねぎらうと考えた。

(10) Documentary Background of World War II, 1931-1941, op. cit., pp. 1023-1024.

(11) ハーベンた英国外交の伝統を知る。例えは近代においては、英国はウーリン体制の神聖同盟 (La Sainte-Alliance)、拿破

併に参加せよ。」これが歐州の自由主義、革命主義の波の中、やれりの現状の過誤と化して多くの冷靜に批判された。  
A. Debidour, op. cit., Tome Premier, pp. 90-91. Europe since Napoleon, David Thomson, London, 1957, p. 116. Europe in the Nineteenth & Twentieth Centuries, 1789-1950, A. J. Grant & Harold Temperley, rev. & ed. by L. M. Pearson, London, 1953, p. 141.

## 一、英國と一九一九年の戦後解決

### 平和と民主主義

N・チャーチルの立場は、平和と民主主義、民族国家主義の護持にあつたが、この命題は一九一九年解決の時、英國においてはすでに定まっていた。いや更に早く、第一次世界大戦勃発の時にそうであつたと言える。

英國自由派は、第一次大戦中、この戦争を、(1)プロシア軍国主義絶滅のためのもの、(2)民衆の解放、民族国家の生成、(3)戦争を終結するための戦争('a war to end war')と規定している。そしてこれらは一般的概念となっていたのである。

(1)は、英國の戦争はドイツ国民に向けられたものでない。ドイツ人は、カイザーとプロシア貴族の桎梏の下にある。プロシア階級とカイザーを討滅する」とによつて、ドイツ人の解放が達成せられる。「民主主義は、それ自身、平和の保護である。そして、もしドイツにおいて、それを達成できなかつたなら、我々はその代替物を確保しなければならない」と云ふのは、ロイド・ジョージ (Lloyd George) の言であった。

(2)は、民族国家主義の原則を打出したもので、この戦争を被抑圧民族の解放のための戦争と、規定したものである。

第一次大戦をセルビア、ボスニア、ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、ブルガリア等のバルカン諸国家の、トルコと壇甸国従属からの解放のための戦いとみることは、一般であった。その直接の原因は一九一二年、一三年のバルカン戦争であり、またサラエボにおける、セルビア青年による壇甸国皇儲の暗殺であった。壇甸国内にも多数の少数民族が、独立を希求しており、例えばハンガリー・マジャール族のオーストリアに対する反抗も、コススの蜂起以来百年を数えていたのであった。

(3)は、正しい領土的解決とデモクラシーの確立は、平和の保証者であるという主張である。ヨーロッパ各民族による政治的独立の達成は、戦争の主原因を除去する。一旦、欧州の土壤が、平等で自由な各民族の間に分割せられたなら、各国は、自國以外の他国のすべてに、その領土的所有を保証することができる。そしてその時、欧州領土獲得を目指しての戦争はやむ。何となれば、戦争をする原因がすでに存在しないからである。こうして、正しい領土的解決は、国際関係のよりよき組織化の基礎を提供するものとなる、というのであった。そしてこの主張は、欧州を二つの敵対的外交ブロック（三国同盟と三国協商）に編成する仕組みを否定し、バランス・オブ・パワーは、力の共同化（Community of Power）によってとつてかわられねばならないというそれを包含するものであつた。<sup>(1)</sup>

こうして英國の平和と民主主義の大命題は、第一次大戦を戦い抜く態度としても、すでに早く設定されていた、ということができる。

フランスの戦争目的は、一九一七年九月、一つ表白せられているけれど、それは、敵により与えられた損害の賠償、侵略からの防護といった主張を、やはり強く含むものであつた。<sup>(2)</sup> 一九一八年一月八日、ウィルソン一四点が宣言せられて、これが戦争の終結と平和の大道を示すものとされたが、この発表は英國に強く影響し、これは英國が、むしろ

率先して宣言すべきものであったとされた。その大綱は、各領土解決は、関係人民の利益と幸福 (benefit) のためになむべきものである。すべての植民地要求 (colonial claims) は、公平に調整されなければならない。懲罰的損害賠償 (damages) は、課されるべきではない。軍縮の保証は、確保すると共に、与えられなければならない。全関係者が、各問題の解決に、参加すべきである。平和は、全関係者がそれを保証し、維持するために、結合できる如きものでなければならない。排他的同盟は、国際連盟という家族の中では、許さるべきものではない、といったものであつた。これらを英國が先取りすべきであったといふことに、英國の心意気をみるべきであるが、英國は百年以前の一八一八〇九年、モンロー宣言 (Monroe Doctrine) の出た時、それについても、これは英國こそが宣言するべきものであるといふ発言を行つて、米国との間に物議をかもしているのは、興味あるところである。<sup>(5)</sup>

### 英國と国際連盟

英國の一九一九年解決に対する立場は、右述の如きものであるが、これとミュンヘン有和とが一直線に結びあわされるという主張は、一般的なものがある。<sup>(6)</sup> そして英國における、英國は平和の擁護者、第一次大戦後世界秩序の維持者、という自覚は、国際連盟の創設、推進にも強く打出されていた。<sup>(7)</sup> 国際連盟は、言うまでもなく、米大統領ウイ尔斯ンの提唱にかかるものであるが、これと同様の構想は、早く英國においても抱懐せられていたと、されるのがそれである。即ち一九一四年において、ノルマン・エンゼル (Norman Angell) は「民主的統制連合」 (The Union of Democratic Control) を結成し、これは、英國の戦争目的は同盟の維持ではなく、国際協調にあるとして、国際會議 (an International Council) の設立を打出した。この会議の一任務として、仲裁条約の締結とその解釈適用の機関としての国際裁判所の設立が提議されたのであった。そしてエンゼルは、ハウス大佐を通じて、これらのテーマで、ウ

イルソン大統領に接触し、それが大統領の国際連盟構想の発展に寄与したとされた。なお、時の封鎖相 (Minister of Blockade) ロバート・セシル (Robert Cecil) は、「国際連盟協会」(the League of Nations Society) を第一次大戦勃発後数カ月内に創設し、これが疑いもなく、将来の戦争防止という提案から、英國の国際連盟構想をはぐくむ強い基盤となつていった、ということができた。<sup>(8)</sup>

ウイ爾ソン大統領はこうのぐた。「もし中欧諸国が今次の戦争（第一次大戦）の目的を、たゞ二週間 (a single fortnight) 討議したならば、戦争は起らなかつたであろう。そしてもし、彼らが、これを一年間議論するようにしてしまふられたなら、戦争は考慮されなかつたであらう。」<sup>(9)</sup> 国際連盟は、このウイ爾ソンの情熱と確信を除いては誕生しなかつた。しかしこの理想を現実に移すには、米合衆国は、国際関係や国際会議に経験未熟であった。そして国際連盟構想の現実化、法制化は、主として英國連盟委員、ロバート・セシルと南阿國防相ヤン・スマッス (Jan Christian Smuts) の手にかかるところ多かつたのであつた。<sup>(10)</sup> これもウイ爾ソンの理想主義が、米合衆国内で先行し、国際連盟法(規約)に米国法制の意見が、反映していないと、一般的危惧を生んで、その連盟非加入を導いてしまう原因となつたものであった。<sup>(11)</sup>

英國連盟委員は、軍縮問題、国際会議開催規約違反国に対する制裁問題等に、大いにその意見を開陳したが、なお委任統治の問題、国際労働機関、知的交流委員会等の創設にも、その推進に大きく貢献した。こうして英國は、ウイ爾ソンの理想主義と情熱を現実化する仕事に具体的に従事し、英國国際法制、外交の豊富な経験と知識を駆使して、英國が、第一次大戦後世界の指導的役割を、その平和維持を根幹として行う立場を打ち立てたのであつた。英國は、フィルモア委員会 (Philmore Commission) を戦中から創設し、これが、規約一二条から一七条にいたる、国際連盟

活動の根本義を定めたのであった。これらは即ち、連盟への提訴、仲裁、常設国際司法裁判所、理事会と総会による紛争の取扱い、処理、規約違反国の認定、制裁(陸海空軍、経済、財政)、非組成国の紛争上の処理等であった。<sup>(13)</sup>これに反し、米合衆国は先述の理由から、これら規約の直接適用を免れることに腐心し、モンロー宣言等は、連盟規約の管轄外である一条(二二条)を、挿入することに成功したのであった。またフランスは、連盟なりたちの一礎石である軍縮に反対であり、ドイツの軍備削奪によつて、フランスの軍事的優越が結果するはずのところ、一般軍縮の達成は、そのせっかくの効果を無に帰せしめるという主張を、展開するのであつた。

### 連盟規約一九条

こうして英國政府は、第一次大戦後世界の秩序維持に責任を引受け立場を打出し、平和遵守の機關たる国際連盟の創設にも米合衆国と肩をならべ、積極的貢献を果したことは、今みた通りであるが、ミュンヘン宥和にあらわれた、N・チエムバレンの精神は、この国際連盟規約の中に、明確にもりこまれていた面があつたことが、注意されなければならない。即ちそれは、平和維持のため、国際諸条約、また取極めの時勢の変化にともなつた再検討が、なされるべきであるという精神である。このことについては、現状維持と新事態の創造ということで、種々、直接国際問題を激発するものとなるわけであるが、この精神は、R・セシルの主張によつて、ウイルソン大統領の同意をとりつけ、規約一九条と成文化された。<sup>(14)</sup>

「総会は、その時々に、適用不可となつた条約の連盟組成国による再考慮と、その存続が、世界平和的脅威する如き国際的条件の慎重熟慮を勧告すべし。」

というのがそれである。これからみると、チエッコスロバキアのズデーテン・ドイツ人少数民族問題、チエッコスロ

バキアの対仏、対ソ条約、小協商等の既成国際関係は、情勢の変化(ナチスの騒進)によって、世界平和維持のため、再検討を必然とすることとなる。即ち一九三八年における、チュッコスロバキアの苛酷な処断は、その性急な解決、とズデーテン地方割取の侵略性等を種々問題とすることは、当然のこととしても、その取扱いの根本的意義は、この規約一九条の文言と精神によって、充分に正当化されることにさえなり得るのである。N・チュムバレンが、該一九条をふりかざして、チュッコスロバキアの問題を解決したか、どうか。また、その精神を心のよりどころとして、これを行ったのか、どうか、はしばらくおくとしても、この一九条の文言、精神とミュンヘン解決の精神とは、立派に貫しているということが、注意されなければならないのである。

ただし、こうした一九条の解釈は、あまりに短絡的にすぎ、当然、バルカン新興国、また、ポーランド、チュッコスロバキア、ルーマニア、その他バルト三国、フランス等々も、これに反対であったことは言うまでもなく、そこに大きな問題をはらんでいることは、勿論のことである。そして、考えようによつては、この一九条を表面に押し出しそぎれば、ベルサイユ体制の維持の問題そのものさえ、危うくなるのは理の当然であった。しかし事実は、一九一年から三九年にかけて、国際関係は、まさにその道程を通過していくのであり、ここに、規約一九条と宥和政策の明確な相関関係と、その適用不可能に近い困難さが横たわっていたと、言わねばならないのである。いずれにしろ、一九一九年以後、連盟は、国際関係の平和的変動を実行することができなかつたことは、事実であった。それを実行してみた答えが、ミュンヘン協定であった、ということは、何とも寒心の限りであつたと言わねばならない。そしてそこにいたる道程において、この事実が、英國政治家に、日独伊三国の領土的野心に、同情的な眼ざしをそそがせることになつたといつてもまた、否定できない現実なのであつた。<sup>(15)</sup>

- (→) Contemporary England 1914-1964, W.N. Medlicott, Longman, Third impression, 1976, p. 132. Great Britain, France, & German Problem, 1918-1939, W.M. Jordan, Frank Cass, New impression, 1971, pp. 3-4.
- (∞) Ibid., p. 5. 「ヨーロッパの外交問題は、その大部分は、最も重大な問題で、即ち、歐洲の地理的問題によって、即ち、歐洲の政治的問題である。ヨーロッパの歴史は、その大部分は、その大部分は、最も重大な問題で、即ち、歐洲の地理的問題によって、即ち、歐洲の政治的問題である。」 Histoire Diplomatique de 1919 à nos jours, J.B. Duroselle, Dalloz, 1957, pp. 15-16.

- (∞) Jordan, op. cit., p. 8.
- (4) Documents of American History, ed. by H.S. Commager, Vol. II, Prentice-Hall, New Jersey, 1973, pp. 137-139.
- (5) A Diplomatic History of the United States, S.F. Bemis, New York, 1955, pp. 203-204. A Diplomatic History of the American People, T.A. Bailey, Prentice-Hall, New Jersey, 1974, pp. 186-187.
- (6) Post-Victorian Britain 1902-1951, L.C.B. Seaman, Methuen, London, reprinted, 1975, p. 129. ニューヨーク連邦銀行  
ペー・アーリー・一九一九年の言ふ、「一九三八年頃を監視したが、すべてこんな犠牲を払つて、平和を購おうといつて、  
堅持かいであつた。W.N. Medlicott, op. cit., p. 115. 英国の独仏問題に対する態度は、一九三九年になつてもなお変らなかつた。シベラの威脅を主とすが、これを西欧との協調にもたらせたとこらやうであった。
- (7) Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, Frist Series, Vol. II, 1919, H.M.S.O., 1948, 並びに D.B.F.P. による。D.B.F.P., 1919-1939, Frist Series, Vol. II, 1919, Appendix to No. 3, p. 42. フランク・大統領は、第一回の国際連盟理事会の招請を中國政府より受けた。「(一九一六年)〇四月〇五日」「國際連盟規約五条によれば、米合衆国大統領は、(米英仏印日瑞希ノラジン)政府は、連盟規約第一回議事録署名の場所、即時召集して、開催せねばならぬ。」の行動のいわゆる正義は、後に協商連合國の最高決議により明確に規定された。……」 Histoire des Relations Internationales, Tome VII, Les Crises du XXe Siecle, I, de 1914 à 1929, P. Renouvin, Hachette, 1972, pp. 136-138 & 140-141.
- (8) The Rise & Fall of the League of Nations, G. Scott, Macmillan, New York, 1973, p. 17.
- (9) Ibid., p. 31.
- (10) Ibid., pp. 29-33. The League of Nations, ed. by R.B. Henig, Cox & Wyman, London, 1973, pp. 3-4. 連盟規約草案は、ハーナム-ミラー草案 (the Hurst-Miller Draft) が最もよく、最も多く、最も重要な妥協の産物だと言ふねた。P. Renouvin, op. cit., p. 187.

- (11) D.B.F.P., 1919-1939, F.S., op. cit., Vol. II, 1919, No. 58, p. 754. 一九一九年一一月六日、八、一一日のカーヴィング卿とグレイ子爵の交換電文中で、トマス・ヘリカ外相 (American Secretary for Foreign Affairs) は、次の如くのべた。情勢は、たしかに失望的である。外国政府が、それに影響づけられてゐるだけだ。大統領と上院との間に争論があった。そして留保条項に対する外国の反対は、上院を硬化さすだろうが、彼らの受諾は、大統領に激怒されるだらう。Appendix to No. 58, 5, (b), p. 767. 第一の留保は、トクレマンソウ・ノートは言う、規約の一条が次のことを意味すると解釈されてゐる。米合衆国が、その国际的義務の、あたその規約下の義務の遂行に関する、唯一のジャッジであるといふこと。……次のことがマターではなかろうか、つまり貴下 (英國代表) の、条約が全的に成就されないのではないかどうか恐れがあるとう見地から、米合衆国が良識に信頼して、……米合衆国がその義務が満たされたと判断したならば、貴下もまたそれが果されたと考へる (agree) よ。
- (12) British Foreign Policy in the Inter-War Years, P. A. Reynolds, Greenwood, reprinted, 1974, pp. 8-11. Documents & Readings in the History of Europe since 1918, ed. by W. C. Langsam, Kraus, New York, 1969, The Chief Differences between the Draft of February 14, 1919 & the Covenant as adopted on April 28, 1919, pp. 66-68.
- (13) W.M. Jordan, op. cit., p. 209. G. Scott, op. cit., pp. 20, 21 & 24. R. B. Henig, op. cit., pp. 7-10, 20 & 25-28.
- (14) Ibid., p. 6.
- (15) Ibid., p. 6.

### 三、大英帝国とナショナル・インターンシップ

#### 第一次大戦と英國版図拡大

英國の第一次大戦後外交の基本線は、平和の確立、維持、英國のデモクラシー、民族国家主義の世界的擁護、国際連盟の創設協力と維持、発展等にあつたことは、今みてきたのであるが、この英國の維持すべき平和の内容 (Pax Britannica) は、勿論しかく理想的な、ウィルソンの四点や、英國の平和主張の中にみられる如きもののみが、その現

説  
実、実体であったのではなかつた。

英國は世界的植民國家として、近代において、ロシアと霸權を争つてきたが、クリミア戦争（一八五六年）、露土戦争（一八七八年）、日露戦争（一九〇五年）等において、これを掣肘することに成功し、第一次大戦にいたる半世紀間にその植民地版図を広げ、ビルマ、エジプト、スーダン、ウガンダ、ソマリランド、ケニヤ、ザンジバル、ローデンア、そしてボーア共和国等を、その勢力圏に加えることに成功していた。<sup>(1)</sup> そして第一次大戦において、ドイツと中欧連合を打破つたことから、敵国の植民地をすべて剝奪することができ、ペレスタイン、ランス・ヨルダン、イラク、タンガニイカを国際連盟委任統治の名目で、なおその版図に付加することになり、またカメルーン、トーゴーランドはフランスと委任統治をわけることとなつたのであつた。更に、英連邦内にも、この委任統治の割当てが及んできて、独南西アフリカは、南阿連邦に、独領太平洋島嶼赤道以南は、それぞれオーストラリア、ニュージーランドにまかされる現実となつた。<sup>(2)</sup>

第一次大戦後獲得の諸地域には、英國は、大戦中複雑な外交を展開して、その確保に懸命となつてゐた。即ちその一つは、サイクス・ピコット協定（The Sykes-Picot Agreement）であり、英國は、これを一九一六年五月一六日、フランスとの間に結んで、全シリア、レバノン、シリシア、モースルをフランスの将来勢力圏として、それに割当て、トルコ・ヨルダン、イラク、北パレスタインは、同様のものとして、英國に割当てていたのであつた。<sup>(3)</sup> また一九一七年一一月二日には、ユダヤ民族に、パレスタインを彼らの「民族の地」（National Home）として、許す約束をなしていたのであつた。これは、時の英国外相バルフォア（A. J. Balfour）の発したもので、バルフォア宣言（The Balfour Declaration）として名高い。

親愛なるロスチャイルド卿へ (Lord Rothchild)

「余は、先に我が内閣に提出され、承認されていた、ユダヤ民族シオニズム熱望に同情する次の宣言を、我が陛下の政府のために貴下に伝達する光榮を有する (I have much pleasure in conveying)。我が陛下の政府は、パレスチナにユダヤ人民のための、民族の故国を建設することを賛成 (favour) をもつて眺める (view)。そして、その目的の達成を容易にするため、パレスチナにある非ユダヤ社会の公民権、宗教権を、また他の一切の国家に住むユダヤ人によつて享有されている権利、政治的状態を損うことを、一切行わないという明白な理解をもつて、最良の努力を行つ。」<sup>(4)</sup>

こうして英國政府は、第一次大戦を勝ち抜くために中近東地域に、フランスと具体的分割案を協定し、また世界のユダヤ人を同盟者とするために、パレスチナ・ナショナル・ホームの建設を彼らに約束したのであつた。これは勿論、トルコの中近東における版図と勢力を、打倒するためのものであつた。英國は地中海と、ダーダネルス、ボスフォラス海峡、中近東、エジプトへの考慮から、年来、トルコとは友好を継続することを、国家政策の一つの礎石としてきたのが、露土戦争以来、また英仏協商(一九〇四年)特に、英露協商(一九〇七年)以来、何時の頃からか、トルコと疎隔し、ついに第一次大戦には英土相戦う悲劇となつて、その中近東政策は深刻な苦惱を味わわねばならなかつたのであつた。そして英國は、なおこの地に対し、アラブ諸国の反トルコ蜂起を導かんため、彼らに対しても、独立をもつて接近し、カイロの英帝国高等司政官マクマホン (Sir H. McMahon) は、ヘジャズのフセイン王 (King Hussein) を全アラブ代表者と認めて、これと協力協定を結んだのであつた。<sup>(5)</sup> こうして当然、アラブ世界とユダヤ人との争闘が、後にパレスチナをめぐつて激発する要素を、英國政府自らが、ここにすえ置いたのであつた。

かくして英國のベルサイユ体制、國際連盟をもって守らんとし、それがミンヘンにまで一貫して、英國の第一次

大戰後外交の一大国是となつた平和護持の構成内容は、ここにみた如く、英國平和宣言や、國際連盟の精神からは、やはり、大きくかけはなれた、すぐからく現実的、パワー・ポリテックスそのものの実体、であつた、と言わなければならぬ。即ち平和唱導、ということじで、英國政府は、そこに正義の氣概を高調するけれども、その実、その内容は、かくの如きナショナル・インタレスト紛々の、現実的実体であつたと言うことである。

更に言えば、英國が第一次大戰に勝利を收めるべく、またその後の平和を英國的体質のものとするべく、展開した權謀術数(「重外交、三重外交とも言ふべき)は、一貫してミンヘンに受けつがれ、平和、その実体は英國的ナショナル・インタレストのそれをあくまでも護持すべく、直接にはチヨッコスロバキアを、そして間接的には、フランス、小協商、ソ連邦を、その独立と國際協定を犠牲にして、そこでも強力に展開されたと、言わなければならぬのである。即ちいはば我々は、英國外交の理想と現実を結合する、ナショナル・インタレストを追求する、粘り強い國際環境適応ぶりの一貫性をみなければならぬのである。

(1) The Outbreak of the First World War, ed. by D. E. Lee & D. C. Heath, fourth edition, 1975, pp. 137-139. もし何かの国が、世界国家との手をかけたといへば、やつてせむた世界のバラノベ・オーブーを変革したといへば、それは英國であった。

(2) R. B. Henig, op. cit., pp. 12-13. P. A. Reynolds, op. cit., pp. 49-53.

(3) The Major International Treaties, 1914-1973, ed. by J. A. S. Grenville, Methuen, 1974, pp. 30-32. Sykes-Picot Agreement, 26 April-23 Oct. 1916. ルート／の交換条約の提示は、「一九一六年四月二六日にトランベ政府からなされ、五月二三日、ハニイから駐英露大使／ベンケンデルフ(Benckendorff)は、一トランベ国家、もしくは、トランベ連邦国家の構成と、シット、シリシア、メソポタミア領土の分割に関し、英仏両国になされた調整を、ロシア国が承知できるよう知照し

だ。D.B.F.P., 1919-1939, F.S., op. cit., Vol. VII, 1920, No. 12, British Secretary's Notes of an Allied Conference, Feb. 17, 1920, pp. 102-103.……残りの問題は、シリアにおけるフランス委任統治のそれから、トルコのための隣接地域に関する協定、そして英國のペレスタイン、メソポタミア、パラオにおける地位の問題である。シリアについては、英仏両国間の長い論議の後、合意が達成された。……ロイド・ジョージは、メソポタミア、モースル、ペレスタイン、シリアはすでにトルコが何ら関係しない地域であり、トルコはそう明確に知られるべきだと考えてくる。

そこには戦後、モロッコとチュニスへのフランス保護領の問題であった。Ibid., No. 79, British Secretary's Notes of a Conference of Foreign Ministers & Ambassadors, April 14, 1920, p. 736. カムボン氏は、ペルセウムにて書かれ、ローラン・バーナードに送られた手紙に注意を喚起した。それは、トルコのモロッコとチュニスについての仏の件 (matter) が日程に上われるかと考えている。……カマーテー氏 (Mr. Kamerer) は、フランス代表は、ヨシップト人の問題をカバーする、英國代表によつて起草された条項に、何ら反対しなかつた。彼は、大英帝国はフランス保護領に賛成する同様の条項に、反対しないだいへんと考へてゐる。

- (4) Documents & Readings in the History of Europe since 1918, op. cit., pp. 376-377.
- (5) W.N. Medlicott, op. cit., p. 107. 英國の海岸線防衛聖地は、「ペルチック海への入口」、英國海峡、地中海、そしてその時時じ、カーネ、シトラハッタン、マルタ、サイプロスが、重要なものとして浮かぶ。
- (6) P. Renouvin, op. cit., p. 56. 英國は、一九一五年七月、早くもキリスト政治的統一體形成 (la formation "d'une unité politique musulmane") のために、人々のアセイントと秘密交渉に入った。サルタンからの独立、イスラム聖都、パラオのペルシア湾への拡大、メンボタニア (イラク) とシリアの内的結合等を目的とした。また英國は、これをフランスに提示し、これらの約束に限定した秘密協定を締結した。

#### 四、ペルサイユのドイツ処理問題と英國

##### 英仏両国の対独態度の相違

英國のペルサイユ平和を構成する態度は、右述の如く、國際正義と民族、平和を唱導すると共に、これを英國ナシ

ヨナル・インタレストと結合する如きものであつたが、その平和的具体的根幹は、勿論、ベルサイユにおけるドイツ処理の諸問題であつた。そして、英國のドイツ処理の一つの原則は、すでにこの頃から対独有和の含みを強くもつものであつた。英國は、ドイツとの戦争を非常に困難なものとし、それがたとえ勝利をもつて終結するとも、その犠牲は、百万の若人の生命となるとしていたが、一九一八年一〇月二日、戦争終焉の見とおしのたつと共に、ドイツを国際連盟の中に包摂し、その民主化をはかることとすると同時に、これをドイツ国民に広く知らせ、戦争に有終の美を与えるという議論がなされた。<sup>(1)</sup> これは先述の英國の戦争目的の一つ、ドイツとの戦争は、ドイツ国民をカイザーの独裁とプロシア軍国主義から開放して、彼らを民主化することにある、とする方策と結合する、ドイツ国民に向つてのその歓心と、協力を購おうとする一種の有和政策であつた。

そして戦争は勿論、英國の勝利、ドイツの敗北をもつて終るのであるが、この英國の対独態度は継続する。そして勝利者と敗北者ドイツの関係を理性的なものに回復することが、その上の英國の外交政策となつた。これはあくまでも、ドイツとの戦争を再び起すことを、絶対避けねばならないとする目的からきていた。このことはフランスもまたその目的として、同じく強く保持するところであつたが、フランスはこの目的を達成するために、ドイツを徹底的に弱めることを政策とした。この点、英國と目的を同じくしながら、その政策を全く異にするのであった。<sup>(2)</sup> これはフランスが、普仏戦争、第一次大戦と、その領土を二度も、ドイツ軍の鉄蹄に蹂躪されたことからきているのであるが、英國は、そのフランスをドイツとの中間に有し、更にドーバーをもつて、その本国、歐州から隔離されていた地理的条件が、英國にまず対独態度を理性的なものにさせる余裕をもたせた第一の理由であった。そして事実、ヒットラーが、英國に戦争を挑んだ時、独軍と、そしてその空軍さえもが、ドーバー一つを越えかねたのであった。

## 戦後バランス・オブ・パワー

英國の政策は、ドイツ国民と友好を回復し、これと手を携えて歐州のこととに當るという含みをもつた。そして当然、ドイツを痛めつけることを拒否、平和回復のための条件も、ドイツ国民が遵守できる内容のものでなければならぬとした。それは、いたずらに苛酷な条件をこれに課しても、ドイツがそれに従う決意をもたなければ、無益であり、何時かその反発が、重大な結果を引起することになるという議論であった。

そして英國は、第一次大戰後歐州政治に、バランス・オブ・パワーの原則を失わないようにして配慮を重大なものとしていた。この考慮が、独仏両国關係を見るとき、特に強く働いたことは否めない。フランスの如く、いたずらにドイツを痛め、弱体化させることは、歐州バランス・オブ・パワーの原則を破ることになるのであった。勿論、ドイツが、フランスを凌駕する強力国家になることは、避けるべきであるし、ドイツが西ヨーロッパに事を構えるような侵略政策に出ることは、フランスをまきこみ、ベルギーをまきこみ、第一次大戰再戦の現実となるけれど、ドイツがいたずらに弱小化して、歐州がフランスの支配の下に拮据する如き状況となることも、敵に避けるべき事柄であるとするのが、その理論のすじみちであった。また、英國は主張して、ドイツが東にむかい、バルカン半島から中近東、エジプト、インド等に進出することも、敵に避けねばならないとした。<sup>(4)</sup>これは、ビスマルク・ドイツにはみられなかつたことであるけれど、ウイルヘルム二世ドイツは、一九〇八年、墮匈國のボスニア、ヘルツェゴビナ併合を後援し、アガジールへの砲艦パンサーの派遣から、アルジェシラス會議（一九〇六年）、そしてカイザーの回教民鼓舞演説となつて、ついに英國の心胆を寒からしめた、ドイツのトルコ・バグダッド鉄道の敷設へと、その膨張主義が中近東をおおうのであつた。<sup>(5)</sup>

第一次大戦後、塊壘国<sup>(6)</sup>の解体が、ドイツにどう影響するか、これが英國にとつてのまた、大きな問題であった。そして英國は、ドイツの東方進出に一応重大な危惧を設定し、主としてフランスとヴィルソン米大統領の主張にかかる民族國家群、エストニア、ラトビア、リスアニア、ポーランド、チェコスロバキア、オーストリア、ハンガリー、ユーゴスラビア等の創建に必ずしも賛成でなく、むしろこれはフランスの主張する如き、ドイツの膨張をおさえる緩衝国としての役割を果すよりも、ドイツの野望をそそる被侵略体となる蓋然性が強いとした。そしてこの危惧は、杞憂に終らず、ヒットラーは一九三八年三月、オーストリアを併合すると共に、チェコスロバキアに毒牙をのばし、N・チャムバレンの宥和を導くこととなるのであった。そしてチエツコスロバキアを解体する彼の政策の中に、この新興国群に対するベルサイユ平和時の英國の態度が、想起される必要が存するのであった。

英國は、第一次大戦後歐州國際政治に、右の如き具体的方策から出たバランス・オブ・パワーの展開を望ましいものとし、この構想の中に民主化ドイツを定置したい希望であったが、その根元には、英國が一九〇二年(日英同盟)、一九〇四年(英仏協商)以前の光輝ある孤立に、戻りたい願望の熾烈なもののが存在していたことが、注意されなければならない。これは、英國外交に絶えずその属性であったものであるが、英國は機会あるごとに、そのことの可能性を忖度し、それへの回帰を図り、歐州國際政治にキャスティング・ボートを握ることを心がけるのであった。そして、これらが、第一次大戦後に英國が、ドイツを民主化された従順な隣人の大国として、存在せしめたいという願望を有したことと、その実現への具体的施策の内容となるのであった。

### 英仏両国の対ソ連政策

この英國のドイツ回復後の歐州バランス・オブ・パワー構想の中には、当然、ソビエト・ロシアが含まれねばなら

なかつた。英国は、世界国家として、先にも述べた如く、同じく世界国家の広がりをもつロシアと年来極東からアジア、中近東、東欧、バルカン半島にかけて、熾烈な霸権争いをくりかえし、その都度、ロシア壓勝に成功を収めてきていたが、ドイツの膨張主義と共に、当時の欧洲バランス・オブ・パワー地図は大きく変り、ロシアをもつてドイツ東方進出の抑止物とする考えが強まつた。<sup>(7)</sup> これが、一九〇七年の英露協商となるが、第一次大戦中にロシアにボルシェビイキ革命が勃発成功したことは、英國の予想を越えた出来事であつた。こうして、ロシアをもつてドイツを抑止する構想は、一応御破算となつた。しかし、反対にドイツをもつてソビエトを抑止し、ボルシェビズムの歐州流入を防遏すべきではないかという考えも未だ固定しなかつた。<sup>(8)</sup>

この点フランスは明確な態度を持し、ソ連、ドイツは共に抑圧する対象国であるが、フィンランド、エストニア、ラトビア、リスアニア、ポーランド、ルーマニア等はソ連邦を掣肘し、ボルシェビズムの歐州流入を防禦する緩衝国たり得るという構想であつた。フランスは、あくまでボルシェビズム反対で、フランス革命の時とは、露仏立場を逆転させていたが、これら小国群を組織してソ連邦に対抗しようという計画であつた。そしてこれが一九二〇年のソボ戦争に、フランスがボーランドを全面援助することに発展する所以であつた。<sup>(9)</sup> 英国はこのソボ戦争に仏ボ両国側にたち、英國港湾労働者等の反発を招いている。

一九一八年一一月二一日、ドイツはその所属全艦隊をファース・オブ・フォース (Firth of Forth) で英國艦隊に引渡した。<sup>(10)</sup> 戦艦一四隻、巡洋艦以下五六隻、計七〇隻であった。これがまた、英國の第一次大戦後対独態度を決定する一要素となつた。第一次大戦で英独相戦う一大原因を構成したものは、英独海軍拡張の衝突であつた。これは一八九年から具体的に開始され、ドイツの第一次海軍拡大計画がその引金となつた。この時、ドイツは、一九〇〇年まで

に、七戦艦に一一戦艦を、一重巡洋艦に一〇重巡を、七軽巡洋艦に二三軽巡を加え、八海防艦を建造する」と企画し、英國を刺激したが、統いて第一次、第三次の拡張を発表し、英國艦隊のオール・マイティに迫らうとした。当然に両国に激烈な海軍増強競争が起り、英独和解の数次の試みも成功しなかった。その独全艦隊が、第一次大戦後、英國に引渡されたのである。英國としては、当面最大の難敵を消去し得たこととなり、安全保障問題に有利な展開となつた。

ソルジャーとして英國はこれをもつて、すでに弱いドイツを実現し得たのであり、フランスと異なつた対独合理的態度を打立てたのが可能となつていたのであった。

- (一) G. Scott, op. cit., pp. 22-23. W. M. Jordan, op. cit., pp. 3-7. ハーヴィングは、ドイツが英國的意味における民主化や政治的連合、その連盟参加の条件となるべくした意図も表明している。
- (2) Ibid., pp. 14-15. P. Renouvin, op. cit., p. 164. ポッシュ元帥は、ドイツの対仏復讐戦を強く懸念している対独強硬論者であった。そして事態は彼の予言した通りになつたと見える。しかし、もしドイツ処理がウィルソン主張の如くなれどされば、復讐も起らなかつたとも見える。
- (3) L. C. B. Seaman, op. cit., p. 131. ローレンス・シーマンは、勝利者ドイツの関係正常化に懸念を示す。即ち、バルフォアやベトチャの意見に傾いていた。
- (4) Ibid., pp. 123-131. Documents and Readings in the History of Europe since 1918, op. cit., pp. 193-194. ジュール・カムボン (Jules Cambon) によれば、英國の生命線は、マニク・ミッドル、米國のそれはペナント運河、セントラルは、北アフリカと地中海である。
- (5) A. Debidour, op. cit., second partie, vers La Grande Guerre, pp. 104, 130 et 269.
- (6) L. C. B. Seaman, op. cit., pp. 130-131. さてヒット、トマス・マクニル等が、トランブにすれば、ボルシアと北ドイツの統合は、即ち英國の命脈をもたらすのである。
- (7) Ibid., p. 200. Twentieth-Century Germany, A. J. Ryder, Macmillan, reprinted, 1978, pp. 66-39. ドイツは日露戦争を独露再結合の契機としたが、ドイツのトランブル圧迫が、英仏を親密化し、トランブルの同盟者ロシアを、よりフランス

に近いで、英國をロシアに接近させた。

- (∞) D. B. F. P., 1919-1939, F. S., op. cit., Vol. III, 1919, No. 84, pp. 96-97. ハルバーン (Thorburn) 少佐とチャルノボ (Durnovo) 大佐のバルティンでの会話。シベクウアブキイ大将 (General Biscoupki) の参謀長であるチャルノボは、ボルシュビイキと戦う露独軍の組織に関心を示した。……この軍隊は、ドイツの費用、武器、資材、軍人の大多数から構成されるべきである。……英國は、英國の現今の政情から、ドイツがなし得るよう公然と、人、金額をもってロシアを支援するにいさぎない。そこでその解決は、ロシア指揮権下、ドイツ後援の露独要素から組織される、露独軍となるべきである。この軍隊は、ボルシュビイキと戦うもので、ボルシュビイキ色の者は一人も入れてはいけない。……彼は、ベルサイユ条約が、ロシアのことに何ら言及していないことに反対である。協商側が、ロシアに秩序が回復された時、ロシア問題は考慮されるところ、一條でも入れていたら、汎ロシア党は非常な協商員となっていたであろう。…… Ibid., No. 102, Earl Curzon to Sir E. Crowe (Paris), Sept. 23, 1919, p. 123. グチコフの意見によれば、……「ドイツ人はひとりで、ボルシュビイキかのロシアを救い、その國に適当な政府を打ちたてる準備をしている。彼は次のように言う。ガルツ大将 (General von der Goltz) は、現在一二万人の、ドイツ軍装をした、主としてロシア囚人からなる部隊を有している。彼らは、よく裝備され、ドイツや私的に融資されてくる。しかしドイツ政府は、これらの事実を認識はしているが、その報道に何らの公的立場をしめていることはない」。Ibid., General Malcolm to Sir B. Crowe, Sept. 27, 1919, pp. 128-129. シベクウアブキイ大将によれば、ガルツの兵一万から一万五千が、バルチック地域に残留し、ガルツの指揮下で戦うこと願つてゐると言ふ。……自分の意見は、英國は、例えロシア人指揮官の下であつても、ドイツ軍がバルチック地域に残留するに全く反対である。(9) D. B. F. P., 1919-1939, F. S., op. cit., Vol. VII, 1920, No. 15, British Secretary's Notes of an Allied Conference, Feb. 18, 1920, pp. 143-144. フーランド政府は、ボルシュビイキからの攻撃を防衛するため、三〇万挺のドイツ・ライフルを入手したいと要請した。……英國政府は、この手続に反対ではないが、ライフルの放棄が、平和条約侵犯問題を起すと考えている。……フランス政府は、ボーランドは現在、ボルシュビイキから脅威されている故、自身を防衛する手段を与えることば、出づく事に適当であると考えてゐる。
- (10) The Fall of the British Empire, Colin Cross, Hodder, 1968, p. 15.

## ラインランド構想

ドイツに対する平和は、ドイツの独裁政治権力を払拭して、全包容的な国際連盟の中へこれを包摂するか、ドイツの力の再興を阻止する活動の中に平和の保障を求めるか、という二つの異なる態度が存したが、勿論英國のドイツ処理のそれは、前者に属すると規定しなければならなかつた。

かくして、ドイツに対する英國の宥和態度は、英國が客観的正義、民主主義、民族国家主義、平和等の世界的擁護者であるという主張から、ベルサイユにおけるドイツをめぐる個々の問題にも、強く反映されることとなつた。

敗戦ドイツの再生の問題は、まずその国境の再構築を第一とする。このことは、すでに一九一八年一〇月、一一月を通じ対独休戦処理の経過の中で問題とされた。この時フランスは、フォッシュ元帥に代表されて、嚴重な弱体ドイツ創造の主張を展開した。その言うところは、連合軍によるライン河左岸の占領、同東岸橋頭堡の確保<sup>(1)</sup>、この東岸に、幅四〇粍の中立地帯を、スイス国境からオランダ国境にかけて設定する。そしてこの橋頭堡は、その解釈、非常に広汎で、単なる戦術的橋梁のみでなく、マインツ、コブレンツ、コローニュ、ストラスブルグの占領をこれに含むものであつた。<sup>(2)</sup>フランスの主張はついで、独軍は、休戦と共に、ベルギー、フランス、ルクセンブルグ、アルザス、ロレーヌを一五日以内に、また中立地帯からは、三一日以内に撤退すること、独軍の全武器、戦争資材は連合軍に向い放棄されること、潜水艦戦は直ちに中止され、独海軍の封鎖は、継続されること等といふ厳重な条項に及ぶのであつた。

フォッシュは、ロイド・ジョージにいて、いずれにしろ、ライン東岸橋頭堡の占領なければ、連合国は、決してドイツを統禦することはできない、と主張するのであつた。そして更に彼は、ドイツの全面的軍縮に反対であつたが、

それは、ドイツのためを考慮したことではなく、このことがラインラント占領の名分を無にしてしまう恐れがあつたことが、その主張の理由であつた。かく、フランスはこの時、対独平和で、ラインラント占領を打出すべく、これを休戦時に早く形づくる必要ありとして、強引にこの目的の達成をはからおうとしたのであつた。

この構想は、英國の受入れられるものではなかつた。これは英國の立場から当然であつた。なお、歐州における英國の防衛聖地は、バルチック海、ドーバー海峡、地中海、カレー、ジブラルタル、マルタ、サイपラス等を数えたが、ベルギー、オランダの独立維持は、また英國の防衛にとり、死活の重大性を有した。そしてそれは、ラインラントの政治条件と密接に結合してい、フランス人のコブレンツ、コロニー占領、またラインラント小国群の支配は、ドイツの脅威と同様に白和二國の運命を左右する、脅威的問題であるとされた。<sup>(3)</sup> 叙上の理由から、英國はフランスのラインラント占領意図に反対であり、このことが成就されれば、次の戦争もし起つた場合にも、英國や英自治領、イングランド等は、以前の如き熱意をもつて、フランスを援助することはできないとした。

この英國の対独宥和的態度は、戦争中すでに早く表明せられていた。即ち、フランスは右のドイツ国境構想を、ロシアとの間に早々と諒解をとげていたが、それは、一九一七年一月一四日のことであり、この時露仏二國は協定を結んで、ライン左岸地帯に、中立、自治のラインラント国を創建し、それはフランスの占領下に置かれる、と約定していたのであつた。<sup>(4)</sup> これは、英國に何らの事前通告なく行われたものであつたが、同年一一月一二日に、この協定に関する記事が、マンチエスター・ガーディアン紙 (the Manchester Guardian) に暴露され、英国内にセンセーションを起した。そしてバルフォア外相は、この記事の内容について英國政府は、何ら関知するところではないと声明し、それと共に、獨仏両国間のライン河左岸地帯は、英國の決して望むものではないと、宣言したのであつた。英國政府

のラインランド占領構想に対する反対態度は、かく、早くから明確に、表明せられていたと言わねばならない。

### 米英両国の対フランス安全保障

フランスは、このラインランド構想を一九一九年二月二十五日に、ベルサイユ平和委員会に正式に提出した。

一、ドイツ国の西部国境は、ライン河に定められる。

二、ライン河上の橋梁は、連合軍 (an Inter-Ally force) によって占領せられる。<sup>(5)</sup>

これは勿論、ラインランドをドイツから分離する、明確な提案であった。これに対し、ハウス大佐 (Colonel House)

は、(1)この占領は、安全保障のためでなく、ドイツに平和条約の義務を遂行させる目的でのみなされるべきである。  
(2)独立のラインランド共和国は、五年間のみ存続すること、という意見を出し、バルフォア英外相もこれに賛成した。  
そしてこの意見は、ウイルソン、ロイド・ジョージにも分けもたれ、彼らは、ライン左岸の占領は、短期間に限られ、それは安全保障 (a measure of security) のためではなく、ドイツの賠償支払いを保証する臨時措置としてなされるべきである、という意見を開陳した。<sup>(6)</sup> なおここで重要なことは、両巨頭は、この反対提案の補償として、ドイツの対仏非挑発攻撃に対する、米英両国の対仏直接軍事保障、という提案をなしたものであった。

これに対し、フランスはなお、再反対提案を行い、この時は(三月一七日)、さすがにライン河左岸の分離計画は放棄したが、非武装地帯における共同検査委員会 (La Commission commune de Inspection) の設置、独軍の非武装地帯侵入、もしくは侵入企図は、直ちに侵略と定義され、軍事保障が実行に移されるべきであると、要求したのであった。<sup>(7)</sup> この提案には、更に米国側の意見が出され、それは、(1)ライン河東岸、幅五〇粍の非武装地帯の設定、(2)この侵犯は、平和条約署名国すべてに対する敵対行動と認められる、とし、更に米合衆国は、ドイツの対仏非挑発攻撃の場

合、直ちにフランスを援助する、と提議したのであった。そしてこの提案は、平和条約四二条—四四条となつて定着することとなる。こうしてラインランド問題は追々結着に近づくが、クレマンソウは、かくの如く、フランス主張の根幹が容易に承認せられない雰囲気の中で、連合国軍によるラインランド占領一五年案を出し、これを三期にわけて、五年ごとの終期に、連合軍一部ずつの撤兵という内容をこれにもりこみ、ウィルソンもこれに、最終、四月一五日に同意を与えるのであった。ライン左岸一五年占領の合意が、ウィルソンとクレマンソウの間で到達された時、ロイド・ジョージは、ちょうど議会工作にロンドンへ帰っていた。四月一四日には、ドイツ人をベルサイユへ招くことが決定されており、この時英國首相は長期のライン河占領が、平和条約の一項目になるとは、承知していなかつたと思われる<sup>(8)</sup>。一八日、彼がパリに帰った時、事情は変つており、彼は二二日、これらラインランド条項の主要部に同意し、二五日、付加条項にも同意を与えた。

しかしこれら決定が、英國のドイツ処理の態度と異なることは、前に指摘したところからも明らかである。こうして六月はじめ、これらラインランド条項が、英國政府内において問題となり、政府閣僚、そして自治領首相たちの対獨有和的態度から、彼らの間で、ロイド・ジョージの決定承認に対する強い批判がまき起つた。彼らは、ロイド・ジョージに占領期間の短縮と、占領軍規模の縮小をもつて、ウィルソンとクレマンソウに再交渉するようすに要請し、ここにロイド・ジョージの、平和条約に対する最後の影響努力が行われた。ロイド・ジョージはこの時は、アガジール事件に際し、屈辱の平和は大英帝国のとる立場ではないと、獅子吼した時の氣概は、すでに失せていた如くであった。ロイド・ジョージの努力は、しかしこの段階では効果なく、既決定の大綱に変更を加えることはできなかつた。ただ、ウィルソン、クレマンソウとの間で、六月一六日、次の合意が達成され、三者宣言となつた。

「連合国(the Allied & Associated Powers)は、ドイツがその義務の履行に対する完全なる保証を与えた場合、即刻占領を終結させる合意を、彼らの間で締結する用意がある。これは、平和条約(the Treaty)に規定された条件よりも簡単な(less onerous)それで、占領を終結させるための英國、フランス、米合衆国間の友好的諒解である。<sup>(9)</sup>

かくして、トインソン占領条件は、クレマンソウと威尔ソンの合意が主となって成就されたこととなつた。しかし、このに英國政府、その自治領の態度は、明確なものがあり、その対独宥和的態度は、英國の從来とり來たた態度と、何ら齟齬するものではなかつたことが、明白となつたと言わねばならない。そしてこの態度と、ベルサイユ和平成就との間のギャップが、ひいて、英國のベルサイユ平和条約への批判を根強いものとし、その非違を是正すると、いつ態度を、生じさせる強いよすがとなつてゆくのであつた。なおこの宣言は、平和条約四三一条となつて定着するのであつた。

四二一条「もし一五年間が経過する前に、ドイツが、現条約から結果するあらゆる責任(undertakings)を果す(comply with)ならば、占領軍は直ちに撤退する。<sup>(10)</sup>」

更にお、平和条約四二条—四四条の内容は、六月二八日、米英仏三国間の、ドイツの対仏非挑発攻撃に対する、保障条約となつたが、そこにおいても英國政府は、この条約が批准される前に、英國議会に承認のために提出される、(四条前段)、これが英自治領の議会によって承認せられるまで、この条約は、英自治領に何らの義務を課すものでない、(五条前段)、条約は批准されねばならないこと、そして二条、四条に従つて、条約はベルサイユ平和条約の批准と同時に、英仏両国に対し、効力を発すること(五条中段)、等が執拗なまでに規定せられた。これも英國が、絶えず、同盟保障関係に立入ることを忌避する態度のあらわれであると共に、英國が、米仏両国によるドイツ問題處

理に、消極的賛成であったことのあらわれであると、解さねばならない。

### ズデーテンのドイツ民族

さて次に、ミュンヘンでヒットラーの強請の前に、簡単に、チエッコスロバキアからドイツに譲り渡されたズデン地方と三百万ドイツ人の一九一九年におけるチエッコスロバキア帰属を決定したのは、言うまでもなくベルサイユ条約であったが、これに対する当時の英國の態度は、もともと、この地方のチエッコスロバキア帰属に反対であった。これはクレマンソウとのドイツ東部国境についての論議で、ロイド・ジョージによつて表明せられたものであつた。<sup>(12)</sup>「人間的 (humanity) に可能な限り、種々の民族 (race) は、その母国に割当てられるべきである。そしてこの人間的基準が、戦略、經濟、コミュニケーション等の考慮に優先しなければならない。そして後者は通常他の手段によつて調整され得るのである。」これに対するクレマンソウの主張は、ドイツの東方進出を掣肘するべく、その背後にたつチエッコスロバキアと、ポーランドをできるだけ強めるというものであった。

この事態の下で、一九一九年三月四日には、ボヘミアの諸都市で、ドイツ人による、ドイツ帰属への大デモが行われ、チエッコスロバキア警官との衝突となつて、五〇名以上のドイツ人が命を奪われるという争乱となつたが、結局ズデン地方は、チエッコスロバキアに帰属したのであつた。<sup>(13)</sup>ロイド・ジョージの各民族母國従属主義は、第一次大戦休戦以前に主張され、その後は、フランスの主張とヴィルソン大統領の意見に、彼も聴從する形となつて、ズデン・ドイツ人についても、最後、チエッコスロバキア帰属となつたのであつた。ロイド・ジョージには、その他の平和条件についても、積極的意見の推進がみられなかつた。一九一九年六月、ベルサイユ平和条約調印の数日前に、英國首相は、一般的にベルサイユ平和条約に、今更の如く難色を示したが、勿論、時すでにおそかつたという状況も

説示されている。

論いかしづーテン問題を含む、ドイツ東部国境問題は、当初より英國政府にとって、実り多きものでなかつた。英國政府は、これにつき、獨西部国境は、英國にとり利害關係多く、危險すくなく、東部国境は、利害關係すくなく、危險は多いといふ態度であつた。そこで英國與論も、英國が東部国境の紛争にまきこまれることは、無益有害であるといふ主張であつた。これが、ズデーテン地方問題を既述の如く解決する英國の立場であつたと、いうことができる。<sup>(14)</sup>ズデーテン問題は、ベルサイユ平和において英國にとつては、右述の如き意味をもち、それがN・チュムバレンのミュンヘン解決に、一直線につながる内容であつた。即ち、そこで危險が起つた時、ズデーテン民族は、母國に帰るべきであり、英國はその紛争にまきこまれることは、絶対忌避しようというそれであつた。そして一九三八年の危機が迫つた時、その解決を英國政府は、そのように果したのであつたと、言うことができるるのである。

### ガール、ダンチッヒ、賠償

英國政府の独東部国境に対する態度は、ベルサイユ平和からミュンヘンまで一貫していた。それが変化するのは、第二次大戦前夜の一九三九年三月三一日、英國の対ポーランド無条件援助保障声明であつた。それまでは、英國の無保障、紛争不介入態度は一貫する。英國のこの態度は、一般的なものがあつたが、連盟規約一六条の解釈、相互安全保障条約草案 (The Draft Treaty of Mutual Guarantee, July 1922)、ジュネーブ議定書 (The Protocol for Pacific Settlement of International Disputes, Oct. 1924) の批准拒否等にそれが明確にあらわれ、エスカレートしてゆくのであつた。例えば規約一六条は、フィルモア委員会の下で策定されたが、後、連盟組成国は、侵略者と自動的に戦争状態に入るのではない。誰が侵略者かの判定は、組成国が自由に行う。組成国に武力による侵略阻止の義務はない

等の解釈が、打出されるのであった。<sup>(15)</sup>

英國政府は、ロカルノ条約で、英白仏独伊間相互保障条約を締結したが、その中で（四条三項）、「ロカルノ条約二条、あるいはベルサイユ条約四二条、四三条の締約国の一による明白な侵犯あつた場合、他の締約国々は、その侵犯もしくは違反の向けられた國に來援する。……違反は非挑発攻撃、敵対発生、非武装地帯侵犯等（とする）。」と規定した。しかしそこには、武力援助の語は見出せなかつたし、獨東部国境の保障、仲裁裁定等に、英國の不参加は、明白な事實であつた。<sup>(16)</sup>こうした英國の態度も、ベルサイユ平和からミュンヘン解決への「一直線論」上において、注意されなければならないところである。

かく英國のベルサイユ平和に対する態度は、フランスの対独弱化政策に反対し、その意図は、ドイツを擁護して、その中欧の立場を戦前水準にまで回復さすことを重点とし、これを平和条約に反映さそつとして、その成否はともかく、種々努力したと言わなければならぬのであつた。英國政府のそれは、國際的正義、民主主義、民族國家主義、平和護持等を唱導しながら自身、強い孤立主義に影響されていた。そしてベルサイユ和平が達成された後、英國ではこれに甚だしく強い批判がまき起るのである。曰く、支配的平和（a dictated Peace）、旧敵国の達成不可能な平和条件、改訂必至の平和等々、がそれであつた。<sup>(18)</sup>

英國政府のベルサイユ平和条約締結努力は、勿論ここにのべた対仏安全保障、ラインラント、獨東部国境、ズデーテン問題等に限られるのではなく、ザール、ダンチッヒ、西プロシア、賠償問題等々にも及ぶのであるが、これらに對しても、英國与論はきびしい批判の矢を放つのであつた。即ちザール体制は、略奪と不誠実の行為、ダンチッヒ自

由市は、偽装された併合、西プロシアのポーランド帰属は、ドイツ民族自決権の否定、等がそれであつた。

「」<sup>(19)</sup>うして英國においては、ベルサイユ平和が締結された時、これに対し、右述の如き反対が表明せられた。それは言論界、労働党、民主統制連合等に、特に強かつた。これが英國において、英國政府の態度と共に、ベルサイユ条約の非違を是正するという雰囲気を醸成し、ひいては、世界的なその基礎を形成するにいたる原因を構成するのであつた。これも英國のミュンヘン解決を、あのような形で正当化する、一つの大きな背景を形成したと言わなければならぬのである。

### 英國と平和の一貫性

N・チュムバレンのミュンヘン解決が、ズデーテン・ドイツ人を、ドイツにかえしたことのそもそもの原因が、以上縷説した如く、英國政府の客観的國際正義、民主主義、民族國家主義、平和の擁護と、ドイツを中欧の一強国として再生させ、それを歐州經濟圏の一つの中心となして、歐州經濟の昔日の繁栄をとりもどそうということにあつたことは疑いない。そしてフランスを必要以上の強国とさせないと、歐州のバランス・オブ・パワーを維持、発展させることもその目的であつた。そうである限り、これは英國がベルサイユ平和において、ここにみた限りでは、連盟規約創成、ラインラント問題、独東部国境問題、ズデーテン問題等において、その解決に、不明確ながらそれらの態度をもりこまんとして努力していたと言わねばならないのであり、そしてここに、われわれは、N・チュムバレンのミュンヘン解決が、ベルサイユ平和における英國の態度と相互に、やはり強く相牽引するものであることを、その限りにおいて、知り得たと主張しなければならないのである。

(一) P. Renouvin, op. cit., pp. 164-166. 「」<sup>(19)</sup>れはまた、バラチネイト等の分離独立運動を刺激するものであつた。The Major

International Treaties, 1914-1973, op. cit., p. 42.

- (a) D.B.F.P., 1919-1939, F.S., op. cit., Vol. II, 1919, No. 8 of Notes of a Meeting of the Heads of Delegations of the Five Great Powers, p. 20. 休戦の有効な手段としておびいおとこね条件は、次の如くであった。(I) ライヒ河左岸と橋頭堡の占領、(II) ローランドの北からオランダ国境にかけての中立地帯のその部分を占領する権利、(III) ケール(Kehl)橋頭堡の占領(それへの施設は、実行せられてくる)、(IV) 通告後四八時間期限の敵対再開、(V) 封鎖の維持、(VI) 戦争犯罪人の保持。しかし平和条約が効力を発すれば、(I) (II) (IV) は実行せられないと、考えられていた。

- (b) W.M.Jordan, op. cit., p. 191.
- (4) Ibid., p. 170. The Intimate Papers of Colonel House, 2 vols, Ernest Benn, 1926, Vol. II, p. 290. ルサトは「九一六年四月、ハヤシトハベボ、トヤハトハムサキシトトーハ、ハヤシトハセレル」。
- (c) W.M.Jordan, op. cit., p. 173. The Foreign Policy of France from 1914 to 1945, J. Nérée, Routledge, 1975, pp. 14-15. ライヒ河左岸は、「一八一五年に恣意的に、プロシトは附屬せられた。ライヒ河左岸は、プロシト人とは非常に異なる等の議論もなされた。
- (d) 日本外交文書、巴黎講和会議概要、外務省、昭和四六年三月、一〇四四頁、ライヒ側は、「一九一九年五月一一七日の講和対策、第一編第一款はじめ、該占領は、ライヒ経済を扼殺し、その賠償能力を阻害するものである」としている。
- (e) W.M.Jordan, op. cit., p. 175. France's Rhineland Diplomacy, 1914-1924, Walter A. McDouall, Princeton, 1978, p. 50. 一九一九年一月半ばに既に、ライヒ河沿いに分離運動、ある、は分離運動が起らなかつた。
- (f) Ibid., p. 61. 英国首相は、「ライヒ河地帯非武装化のみを提案し、クレマンソウと激論となり、結局彼は、何も成就できぬ」と述べ、ハッシュへ帰つた。W.M.Jordan, op. cit., p. 177.
- (g) Ibid., p. 178.
- (h) The Major International Treaties, 1914-1973, op. cit., p. 71.
- (i) Ibid., p. 71.
- (j) W.M.Jordan, op. cit., p. 222.
- (k) Eastern Europe between the Wars, 1918-1941, H. Seton-Watson, Harper, 1967, p. 279. しかし以後、チハラ人といふ人々の相互理解が促進され、一九二一年には、チハラ農民代表と牧師代表が、チハラ政府に参加した。Czechoslovakia, Past & Present, ed. by M. Rechcigl, Jr., Vol. I, Mouton, 1968, pp. 49-50.

(14) W.M. Jordan, op. cit., pp. 200-201.

(15) Documents & Readings in the History of Europe since 1918, op. cit., pp. 150-160 & 205-215.

(16) The Major International Treaties, 1914-1973, op. cit., p. 103.

(17) Ibid., pp. 104-108.

(18) British Foreign Policy in the Inter-War Years, P.A. Reynolds, Greenwood, reprinted, 1974, p. 21. W.M. Jordan,  
op. cit., p. 40.

(19) Ibid., pp. 40-41.